

「心のバリアフリー」と「合理的配慮」

230718@第12期 第1回 町田市福祉のまちづくり推進協議会

東洋大学人間科学総合研究所、客員研究員 川内美彦

(1) 「障害の社会モデル」

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画)

社会環境のありようが人々の行動に大きく影響する。改善するのは社会の責務。

(1-1) 目的は同じ。やり方が違う。

障害のある人は、大多数の人と「やり方が違う」のに、社会が知らない、受け入れてくれない。

社会は様々なやり方を理解し、それを可能にするように柔軟になるべきではないか。

(2) 「心のバリアフリー」

川内美彦著「尊厳なきバリアフリー 『心・やさしさ・思いやり』に異議あり！」(現代書館)の中で、全国 700 人にアンケートを行った。(10 代から 70 代まで各世代 100 名、計 700 名。男女同数)

「心のバリアフリー」からは、ハート、やさしさ、思いやりはよく連想されているが、世界的な潮流である、権利、尊厳、差別は連想されづらい。平等を連想したのは約半数。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2020 行動計画)

「我々は、障害の有無にかかわらず、…すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している」

⇒ 共生社会を実現する二本柱…①「心のバリアフリー」

②「ユニバーサルデザインの街づくり」

⇒ 「共生社会」は「人権や尊厳を大切に」する社会で、そのために「心のバリアフリー」が必要  
(2-1) 「心のバリアフリー」とは(2020 行動計画)

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。

⇒ 「共生社会」のための「具体的な行動」には、「人権」や「尊厳」という背景があるべき。

(2-2) 差別はなぜいけないのか(差別:人をその属性に基づいて不当に区別すること。)

差別された側は、自分に非がないのに不当に扱われ、人間としての尊厳を傷つけられる。

「やさしさ」や「思いやり」は一人ひとりの気持ちの話。

ある人に対してどんな気持ちを持っていようが、差別はしてはいけないこと。

差別してはいけないことは、「やさしさ」や「思いやり」とは関係ない。

(2-3) なぜバリアフリーが必要か……他の人は使えるのに、ある特定の人には使えない

・バリアフリーは差別をなくすために必要。／・バリアフリーは人の尊厳のために必要。  
 国は「心のバリアフリー」について、「人権」や「尊厳」と関連付けた明確な定義を出していない。  
 ここでは以下を採りたい。

多様性に対する意識の欠如、他者への理解が無いことが「心のバリア」であり、  
 その障壁をなくすことにより、その人の権利と尊厳を守り不利益が生じないようにすることが「心の  
 バリアフリー」です。  
 「思いやり」といった情緒的な対応に期待するのではなく、しっかりとした理解とそれに対する社会の  
 体制をつくる必要があります。

### (3) 合理的配慮

#### (3-1) 障害者権利条約第二条 定義

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、(中略)あらゆる形  
 態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

⇒バリアフリー法等の法や基準に従って整備したものであっても使えない人はいる。

合理的配慮は、「使う」・「目的を達成する」という実質を担保するという極めて重要なもの。

それゆえに、合理的配慮が提供されないということは差別であるとされている。

権利条約が注目しているのは、ハードをどれだけ整備したかではなく、そこが障害のある人にちゃんと「使える」かどうか。

#### (3-2) 改正障害者基本法第4条(差別の禁止)

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過  
 重でないときは、(中略)その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない

#### (3-3) 合理的配慮を実行するための5つのステップ

- ①さまざまなニーズの人が来ることを想定し、準備しておく(事前的改善措置=環境の整備)。
- ②本人の希望(意志)の確認(コミュニケーション)。
- ③できることとできないことを説明する。
- ④互いが解決策をめざして対話を行う(建設的対話)。
- ⑤対話によって合意されたことを実行する(合理的配慮)。

#### (3-4) 合理的配慮ではなく、「Reasonable Accommodation」で考える

「合理的配慮」…提供側の視点、一方通行的。何か特別なことをする印象。

「適切な調整」…対等な視点、双方のやり取り。そこにあるヒト、モノを工夫する印象。

合理的配慮はいろいろなニーズに柔軟に対応する考え方。

- まずはコミュニケーション
- そして建設的対話
- それによって、みんなが「平等に使える」ようにすることが目標。